

平成 26 年度
図書館要覧



宮若市立図書館

目次

1. 宮若市の概要	1
2. 沿革	2
3. 図書館組織	3
4. 運営方針	3
5. 施設概要	4
6. 利用案内	4
7. 統計	
(1)資料の収集	5
①資料構成	
②新聞・雑誌	
(2)利用状況	8
①登録者数	
②貸出状況	
(3)サービス	9
①予約・リクエスト	
②サービス指標	
③相互貸借	
8. 事業実績	11
9. 条例・規則・要綱	12

1. 宮若市の概要

平成18年2月11日、旧宮田町と旧若宮町が合併し、「宮若市（みやわかし）」が発足しました。

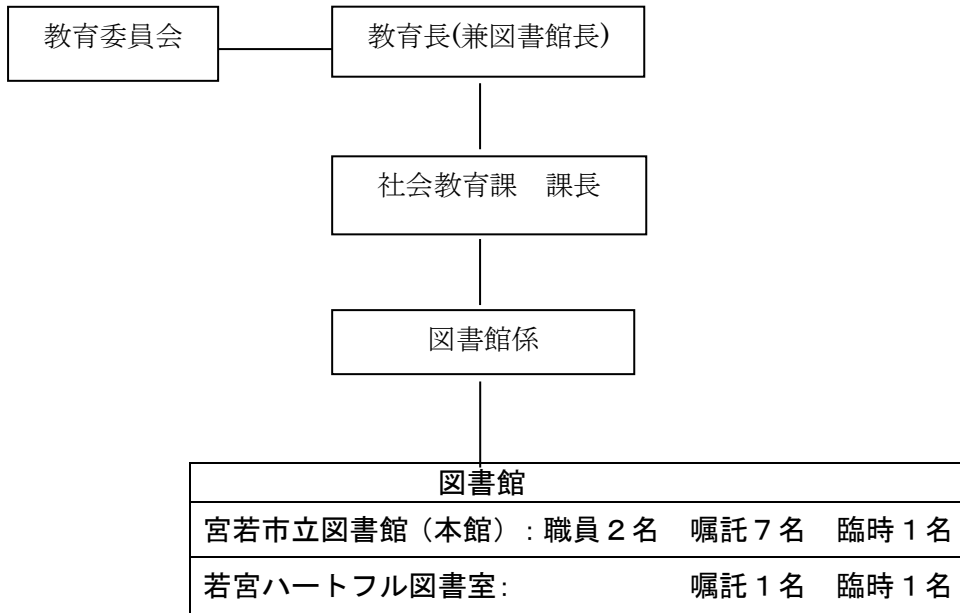
明治22年の町村制施行により、宮田村、香井田村、笠松村、若宮村、中村、山口村、吉川村、日吉村の8カ村が誕生しました。その後、大正15年には宮田村が町制施行により宮田町となり、昭和2年に香井田村を編入しました。昭和18年には、若宮村が町制を施行し若宮町となり、昭和26年に若宮町が中村・山口村と合併しました。

また、昭和30年には、宮田町が笠松村の一部と合併し、若宮町が吉川村と合併しました。この時、若宮町が笠松村の一部（弥ヶ谷地区）を編入し、さらに、同年7月に宮田町が若宮町の一部（如来田地区）を編入しました。明治初期までは、両町とも犬鳴川及びその支流に開けた水田と周囲の山林を資源として形成された農村でしたが、宮田地区は、明治17年に石炭採掘が開始されて以来、明治、大正、昭和のほぼ1世紀にわたり大規模なエネルギー供給地として発展してきました。しかしながら、昭和30年代からはじまったエネルギー革命の影響を受けて、炭鉱が閉山し、石炭産業の時代も終わりを迎えました。その後は、自動車産業やIC産業等の企業立地の実現により、新たな基幹産業の時代へと入っています。若宮地区は、炭鉱開発ではなく、農業を基幹産業とする純農村地域として現在に至っています。また、国指定史跡の竹原古墳、脇田温泉、産直販売を行うドリームホープ若宮等を中心とした観光にも力を入れています。

2. 沿革

平成 13 年度 (旧宮田町)	「第 3 次宮田町総合計画」を策定。(同計画内に「図書館を核とする生涯学習拠点施設」の整備を明記。)
平成 15 年度 (旧宮田町)	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画基本構想」を旧宮田町において策定。
平成 17 年度	「宮若市まちづくり計画」(新市建設計画)を策定。(合併特例法に基づき合併協議会が策定した同計画内に「図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設整備」が記載。) 2月11日、宮田町、若宮町が合併し、宮若市が誕生 図書館を核とする生涯学習拠点施設整備基本計画策定 旧両町の住民からボランティアスタッフを公募し施設整備に関する様々な意見を収集。
平成 18 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画 実施計画」策定 (前年度策定した「基本計画」の内容を具体化した実施計画を策定)
平成 19 年度	図書館開設準備室設置。基本・実施設計業務。(設計業者の選定)
平成 20 年度	IC タグメーカー選定・決定。
平成 21 年度	図書館を核とする生涯学習拠点施設用地取得 宮若市図書館システム導入
平成 22 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設」工事着工
平成 23 年度	若宮コミュニティーセンターハートフル内に宮若市立図書館分館が開館 「図書館を核とする生涯学習拠点施設」竣工
平成 24 年度	5月13日「宮若市生涯学習センター(宮若リコリス)内に宮若市立図書館が開館
平成 25 年度	夏季と冬季に宮若市立図書館のみ試験的に 19:00 までの開館を開始。

3. 図書館組織



4. 運営方針

宮若市立図書館は、時代の進展、変化に伴い高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応するため、迅速かつ的確な資料・情報の提供に努めます。また、宮若市総合計画において位置づけられている「豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて、市民に密着した図書館の運営を図ります。

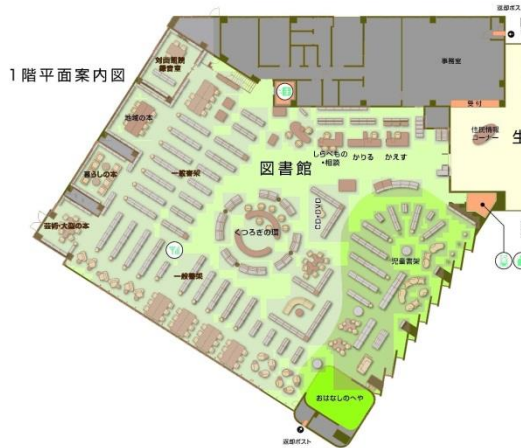
- 1) 地域の歴史、文化、産業などの特色を活かし、地域の発展やまちづくりに貢献できる文化・情報の拠点として、さまざまな分野に役立つ図書館を目指します。
- 2) 利用者に親しまれ、気軽に利用できる図書館を目指します。
- 3) 図書業務に係る専門的資質の向上に努め、より豊かで質の高いサービスの提供に努めます。
- 4) 学校・家庭・地域等と連携して、子どもが読書に親しむための読書環境を提供するとともに、子どもの読書活動を支援します。

5. 施設概要

●宮若市立図書館

所在地：〒823-0011 宮若市宮田 6-1 TEL0949-32-0710 FAX0949-32-0713

延床面積 1450 m²



●若宮ハートフル分館

所在地：〒822-0101 宮若市福丸 272-1 TEL0949-52-1041

延床面積 167.66 m²

6. 利用案内

1. 開館時間 午前10時～午後6時
2. 休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）
月末整理日（毎月最終木曜日）
特別整理期間（各館、毎年5日程度）
年末年始（12月29日～1月3日）
3. 貸出要件 宮若市、直方市、宗像市にお住まいの方。
宮若市内に通勤、通学している方。
次の市町村にお住まいの方。（広域利用）
鞍手郡、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、
行橋市、豊前市、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町
4. 登録方法 名前と住所が確認できるもの（免許証・健康保険証・学生証など）
5. 貸出冊数・期間 図書は10冊までを2週間（うち、AV資料は2点まで）
6. 団体貸出 宮若市内の教育施設・地域文庫や読み聞かせボランティアなどの
各種団体。貸出冊数30冊、貸出期間は30日間。

7. 統計

(1) 資料の収集

① 資料構成（平成 26 年 3 月 31 現在）

● 分類別資料点数

（単位：点・冊）

分類	前年度資料点数	受入			除籍	保存切れ	当年度資料点数	構成比率(%)	
		購入	寄贈等	計					
一般書	0 総記	1,502	144	34	178	0	0	1,680	2.6%
	1 哲学	2,128	231	37	268	1	0	2,395	3.7%
	2 歴史	5,007	593	144	737	1	0	5,743	9.0%
	3 社会科学	5,798	786	111	897	1	0	6,694	10.4%
	4 自然科学	3,604	617	41	658	1	0	4,261	6.7%
	5 技術	5,460	785	39	824	7	0	6,277	9.8%
	6 産業	1,891	224	23	247	1	0	2,137	3.3%
	7 芸術	6,001	591	104	695	1	0	6,695	10.4%
	8 言語	936	73	1	74	0	0	1,010	1.6%
	9 文学	21,048	2,140	1,300	3,440	13	0	24,475	38.2%
	郷土行政	2,309	34	358	392	0	0	2,701	4.2%
	小計	55,684	6,218	2,192	8,410	26	0	64,068	100.0%
児童書	0 総記	297	29	1	30	0	0	327	1.2%
	1 哲学	295	41	0	41	0	0	336	1.2%
	2 歴史	899	98	5	103	1	0	1,001	3.7%
	3 社会科学	999	124	4	128	0	0	1,127	4.2%
	4 自然科学	1,383	227	10	237	3	0	1,617	6.0%
	5 技術	610	99	3	102	1	0	711	2.6%
	6 産業	543	50	3	53	0	0	596	2.2%
	7 芸術	675	126	8	134	2	0	807	3.0%
	8 言語	367	35	0	35	0	0	402	1.5%
	9 文学	8,379	660	34	694	9	0	9,064	33.6%
	E 絵本	9,589	864	125	989	12	0	10,566	39.2%
	P 紙芝居	347	63	1	64	0	0	411	1.5%
小計	24,383	2,416	194	2,610	28	0	26,965	100.0%	
視聴覚資料	CD	402	12	0	12	0	0	414	23.1%
	DVD	1,322	60	0	60	2	0	1,380	76.9%
	小計	1,724	72	0	72	2	0	1,794	100.0%
	雑誌	1,996	1,228	41	1,269	3	529	2,733	—
	合計	83,787	9,934	2,427	12,361	59	529	95,560	—

●館別資料点数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位：点・冊）

	宮若市立図書館	若宮ハートフル分館	合計
一般書	50,061	14,007	64,068
児童書	19,519	7,446	26,965
AV 資料	1,794	0	1,794
雑誌	2,445	288	2,733
合計	73,819	21,741	95,560

●平成 25 年度購入受入図書平均単価

（単位：円）

購入冊数	購入額	平均単価
8,706	14,999,946	1,722

* 雑誌は含まない。

②雑誌・新聞他

●新聞一覧

タイトル	宮若市立図書館	若宮ハートフル分館
西日本新聞	○	○
西日本新聞 夕刊	○	○
朝日新聞	○	○
毎日新聞	○	
毎日新聞 夕刊	○	
読売新聞	○	
読売新聞 夕刊	○	
日本経済新聞	○	
スポーツニッポン新聞	○	

* 若宮ハートフル分館は前月・当月と 2 カ月分を保管。

* 宮若市立図書館は西日本新聞は 10 年保存、その他は 1 年保存。

●所蔵雑誌一覧（平成 26 年 3 月 31 日現在）

タイトル	本館	分館	タイトル	本館	分館
ア行			こどものとも	○	
I'm home	○		こどものとも 年少版	○	
A E R A	○		こどものとも 年中版	○	
アスキー.PC	○		この本読んで!	○	
an・an	○		GOLF DIGEST	○	
いきいき	○		サ行		
いぬのきもち	○		サライ	○	
ESSE	○		サンキュ!	○	
edu	○		シティ情報 FUKUOKA		○
NHK きょうの健康	○		じゃらん 九州発	○	
NHK きょうの料理	○		週刊新潮	○	
NHK 趣味の園芸	○		週刊文春	○	
NHK すてきにハンドメイド	○		小説新潮	○	
NHK ためしてガッテン	○		giorni	○	
N H K 短歌	○		SCREEN	○	
N H K 俳句	○		すてきな奥さん		○
園芸ガイド		○	住まいの提案、福岡。	○	
オール読物	○		ソワニエ	○	
おそい・はやい・ひくい・たかい	○		タ行		
オレンジページ		○	ダ・ヴィンチ	○	
音楽の友	○		T a r z a n		○
カ行			たくさんのふしぎ	○	
CAR GRAPHIC	○		たまごクラブ	○	
かがくのとも	○		ちいさい・おおきい・よわい・つよい	○	
家庭画報	○		Discover Japan	○	
CUTiE	○		Daytona	○	
COURRIER Japon	○		ドゥーパ	○	
Green Walk 九州・山口版	○		ナ行		
暮らしの手帖	○		Number	○	
C R E A	○		西日本文化	○	
クロワッサン	○		日経 WOMAN		○
G a i n e r		○	日経おとなのOFF		○
月刊ジュニアエラ	○		日経 TRENDY	○	
現代農業	○		日経ビジネス	○	
COTTON TIME	○		日経ヘルス	○	
子連れ DE CHA CHA CHA	○		n i n a ' S	○	
子供の科学	○		n a t u r e ダイジェスト	○	

ねこのきもち	○		婦人公論	○	
ねんきん生活。	○		BRUTUS	○	
のらのら		○	文藝春秋	○	
non-no		○	ベースボールマガジン	○	
ハ行			マ行		
花時間	○		毎日が発見	○	
母之友	○		MUSICA	○	
PHP	○		MEN'S JOKER	○	
PHPスペシャル	○		MORE	○	
BE-PAL	○		MOE	○	
Begin	○		ヤ行		
美術手帖	○		やさいの時間		○
ひよこクラブ	○		やさい畑	○	
FINE BOYS	○		ゆうゆう		○
FEMALE	○		ランナーズ	○	
福岡ウォーカー	○		LEE	○	
婦人画報		○	歴史読本	○	

●保存雑誌

雑誌タイトル	出版社	所蔵年月	備考
ジャンプSQ	集英社	2012. 2～	欠号あり
住まいの提案、福岡	ディーライト	2011. 9～	県内の分担保存雑誌
西日本文化	西日本文化協会	2012. 2～	欠号あり

(2) 利用状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

①登録者数

●市内登録者年齢別累計

区分	児童		学生		一般						合計	
	0～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20代	30代	40代	50代	60代以上		
性別												
男	46	374	222	122	43	142	194	162	171	480	1956	
女	55	406	294	186	71	383	718	473	392	765	3743	
合計	101	780	516	308	114	525	912	605	530	1245	5699	

●市外登録者数

性別	直方市	宗像市	中間市	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
男	121	49	4	2	5	1	74	60
女	262	73	8	3	6	3	148	123
計	383	122	12	5	11	4	222	183
性別	行橋市	北九州市	その他	合計				
男	1	28	29	374				
女	1	51	55	733				
計	2	79	84	1,107				

②貸出状況

●館別貸出総数（団体貸出・相互貸借を含む）

	開館日数	来館者数	一般図書	児童図書	雑誌	AV資料	館内視聴	計
宮若市立図書館	288	84,388	82,684	50,297	6,887	9,249	1,813	150,930
若宮ハートフル分館	288	28,261	16,988	8,742	1,423	26	165	27,344
合計	576	112,649	99,672	59,039	8,310	9,275	1,978	178,274

●市外貸出冊数

	直方市	宗像	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
男	4,247	1,127	74	0	0	43	28	3,111	2,274
女	8,912	2,391	149	0	20	15	19	5,048	5,904
合計	13,159	3,518	223	0	20	58	47	8,159	8,178
	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町	吉富町	上毛町	北九州市	その他	合計
男	62	0	0	0	0	0	311	377	11,654
女	34	0	0	0	0	0	1,352	1,937	25,781
合計	96	0	0	0	0	0	1,663	2,314	37,435

(3) サービス

①予約・リクエスト

	リクエスト受付冊数 1,658 件			
	予約	借受	購入	キャンセル
宮若市立図書館	2,105	1,078	144	128
若宮ハートフル分館	1,101	354	82	31
合計	3,206	1,432	226	159

②サービス指標

・市民一人当たりの貸出冊数（AV資料等の館内視聴含む）

$$140,839 \text{冊（市内貸出冊数）} \div 29,510 \text{人（人口）} = 4.7 \text{冊}$$

・登録者一人当たりの貸出冊数（AV資料の館内閲覧を含む。）

$$178,274 \text{冊（貸出冊数）} \div 6,806 \text{人（登録者数）} = 26.1 \text{冊}$$

・市民一人当たりの蔵書数

$$95,560 \text{冊（蔵書冊数）} \div 29,510 \text{人（人口）} = 3.2 \text{冊}$$

・市内登録率

$$5,699 \text{人（市内登録者数）} \div 29,510 \text{人（人口）} = 19.3\%$$

・蔵書回転率（相互貸借貸出冊数含む）

$$178,274 \text{冊（貸出冊数）} \div 95,560 \text{冊（蔵書冊数）} = 1.8 \text{回}$$

・市民一人当たりの資料費（新聞・雑誌は除く）

$$14,999,946 \text{円} \div 29,510 \text{人（人口）} = 508 \text{円}$$

②相互貸借（貸借データのない図書館は含まない）

		借受		貸出
		本館	分館	
福岡地区	福岡県立図書館	484	0	36
	古賀市立図書館	122	1	32
	糸島市立図書館	86	0	31
	宇美町立図書館	0	0	11
	大野城まどかぴあ図書館	29	0	16
	春日市民図書館	42	1	28
	粕屋町立図書館	88	0	2
	篠栗町立図書館	24	0	0
	志免町立市民図書館	59	0	5
	新宮町立図書館	42	0	15
	須恵町立図書館	13	0	4
	太宰府市民図書館	16	0	9
	筑紫野市民図書館	37	0	7
	那珂川町図書館	26	0	13
	福岡市総合図書館	54	0	155
	福津市立図書館	66	1	11
宗像ユリックス図書館	15	0	70	
北九州地区	芦屋町図書館	1	0	10
	岡垣サンリーアイ図書館	9	0	22
	遠賀町立図書館	6	0	8
	北九州市立中央図書館	102	0	85
	中間市民図書館	7	0	26
	直方市民図書館	23	0	34
	水巻町図書館	6	0	20

		借受		貸出
		本館	分館	
筑後地区	朝倉市立図書館	15	0	2
	うきは市立図書館	6	0	4
	大川市立図書館	1	0	22
	大牟田市立図書館	11	0	15
	小郡市立図書館	8	0	18
	久留米市立中央図書館	38	0	73
	筑前めぐばーる図書館	10	0	5
	みやま市立図書館	2	0	21
	柳川市立図書館	9	0	26
	八女市立図書館	7	0	16
	大刀洗町立図書館	4	0	1
	筑後市立図書館	2	0	2
	大木町図書・情報センター	2	0	4
	筑豊地区	飯塚市立図書館	27	0
嘉麻市立図書館		6	0	17
糸田町立図書館		0	0	4
桂川町立図書館		12	0	0
京築地区	みやこ町中央図書館	12	0	12
	田川市立図書館	0	0	1
	苅田町立図書館	13	1	8
	豊前市立図書館	2	0	18
	行橋市図書館	19	0	24
その他	鳥栖市立図書館	0	0	5
	大学・専門図書館	9	0	1
	特別貸出	11	0	2
	合計	1583	4	966

8. 事業実績

●行事一覧

行事名	期日・場所	内容
図書館司書のおはなし会	毎月第1土曜日（本館）宮若市立図書館おはなしコーナー 毎月第3土曜日（分館）ハートフルキッズルーム	季節や行事などに合わせたテーマでお話や手遊びなど。
クリスマスおはなし会	宮若市生涯学習センター宮若リコリス 研修室	いつものおはなし会とは少し違って、お話やゲームをたくさん用意。図書館司書が読み聞かせや手遊び、パネルシアターなどを行う。サンタクロースも登場して、参加してくれた子にプレゼントを渡す。
リコリス子どもまつり	宮若市生涯学習センター宮若リコリス	社会教育課の子ども向けイベント。図書館も共同で開催ということで、おはなし会や廃棄雑誌の配布などを行う。
ブックスタート	毎月第1火曜日 4ヵ月乳幼児健診 宮若市保健センターパレット	4ヵ月健診の際に、対象の親子に、絵本を2冊と図書館の案内や市内の子育て施設の案内などをセットにした「ブックスタートパック」を説明を添えて手渡す。

●展示コーナー（宮若市立図書館）

	展示ケース	展示コーナー①	展示コーナー②
4月	図書館ボランティアの活動紹介/図書館へのお礼状。	本屋大賞/俳句特集	卒園・卒業・入園・入学のおめでとう
5月	宮若MAP(ハザードMAP、みやわかりMAP) / 司書自己紹介	暮らしの法律特集	映画になったこどもの本
6月	June Bride / 図書館マナーUP	図書館マナーUP/ 梅雨の日特集	父の日特集
7月	貨幣から見る近代史/図書館マナーUP	夜空を眺めてみませんか? / 戦争の本	子供向け政治特集/読書感想文特集
8月	黒田官兵衛特集/遷宮の年、伊勢神宮・出雲大社	本で、おでかけ/戦争の本	自由研究・工作・読書感想文夏休みの宿題特集
9月	切手の楽しみ/図書館での忘れ物	アンソロジー特集/介護・保険	将来・進路について考えよう
10月	ホークス誘致応援 / 竹原古墳	日本の祭り特集 / 祝☆2020東京オリンピック	ハロウィン特集
11月	ホークス誘致応援 / 竹原古墳	お仕事小説 / いぬの日	本と旅する 本を旅する
12月	雑誌付録抽選会	大河ドラマ特集	クリスマス特集
1月	カメラ今昔/宮若市回顧録	百人一首/2013年に司書が選んだ本ベスト3	食べ物の絵本
2月	日本の特撮!	ヒーロー・ヒロイン特集	
3月	宮若おでかけMAP	司書だから知る、本棚の“穴場”特集	

9. 条例・規則・要綱

○宮若市立図書館運営規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 個人貸出し（第7条―第13条）
- 第3章 団体貸出し（第14条―第17条）
- 第4章 資料の複写（第18条―第20条）
- 第5章 参考調査業務（第21条）
- 第6章 図書の寄贈及び寄託（第22条―第24条）
- 第7章 施設利用（第25条―第28条）
- 第8章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例（平成23年宮若市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する宮若市立図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本館及び分館）

第2条 宮若市立図書館は、条例第2条第2項第1号に規定する図書館を本館とし、宮若市若宮コミュニティセンター内に設置する図書室を分館とする。

2 分館の運営は、本館がこれに当たる。

（事業）

第3条 宮若市立図書館本館及び分館（以下これらを「市立図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市立図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 市立図書館資料の貸出
- (3) 読書案内
- (4) 調査相談（レファレンス）
- (5) 行政資料、郷土資料の収集、紹介及び提供
- (6) 読書会、講演会、展示会等の主催及び奨励
- (7) 市立図書館報その他読書資料の発行及び頒布並びに市立図書館ホームページの運営
- (8) 館内施設の提供
- (9) 学校等との連携事業
- (10) 他の図書館との連携協力並びに図書館資料の相互貸借
- (11) 地域公民館、保健施設その他機関の団体との連携協力
- (12) 読書団体との連携協力及び活動の促進
- (13) 市立図書館ボランティアの育成
- (14) ブックスタート、読み聞かせ等事業
- (15) 視聴覚資料の収集及び提供
- (16) その他図書館活動の目的達成に必要な事業

（開館時間）

第4条 市立図書館の開館時間は、午前10時00分から午後6時00分までとする。

（休館日）

第5条 市立図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。）

- (3) 図書特別整理期間
 - (4) 毎月最終木曜日（その日が休日に当たるときは、開館する。）
- （利用遵守事項）

第6条 利用者は、館内では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料は、館内及び館長が指定した場所で利用しなければならない。
- (2) 音読、雑談その他の他人に迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 喫煙及び飲食をしてはならない。
- (4) その他館内の秩序を乱してはならない。

2 館長は、前項の遵守事項を利用者が守らないときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止させることができる。

第2章 個人貸出し

（貸出対象者）

第7条 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務、在籍している者
- (3) 北九州市内、直方市内、行橋市内、豊前市内、中間市内、芦屋町内、水巻町内、岡垣町内、遠賀町内、小竹町内、鞍手町内、みやこ町内、吉富町内、築上町内、上毛町内及び宗像市内に住所を有する者。

（貸出しの手続き）

第8条 資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を提出しなければならない。

（利用カードの交付）

第9条 利用カードの交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、市立図書館利用カード申込書（個人）（様式第1号。以下「利用カード申込書」という。）に必要事項を記入の上、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された利用カード申込書の内容を審査し、申込者に利用カードを交付しなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者（以下「利用カード交付決定者」という。）は、当該利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用カードの紛失等）

第10条 利用カードの紛失等により生じた損害は、利用カード交付決定者がその責めを負う。

2 利用カード交付決定者は、当該利用カードを損傷し、若しくは紛失し、又は利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 利用カードの紛失又は汚損の届出をした者は、利用カードの再交付を受けることができる。ただし、利用カードの再交付のための実費を負担しなければならない。

（貸出冊数及び貸出期間）

第11条 資料の館外貸出し冊数は、図書及び児童図書、雑誌並びに視聴覚資料は合わせて一人10点以内とする。ただし、視聴覚資料は2点までとする。

2 前項の資料の貸出期間は、貸出しをした日から起算して15日以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料については、原則貸出しをしない

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料、館内で閲覧の多い図書等
- (3) 美術年鑑及び参考資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定した資料

（資料の返却）

第12条 資料の館外貸出しを受けた者は、前条第2項に規定する貸出期間内に返却しなければならない。

(資料の貸出停止等)

第13条 館長は、利用カード交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市立図書館資料の貸出しを制限し、又は停止することができる。

- (1) 資料を紛失し、又は損傷し、若しくは返却を怠ったとき。
- (2) 資料を転貸し、又は利用カードを譲渡したとき。
- (3) 条例、条例施行規則若しくはこの規則又は教育委員会若しくは館長の指示に違反したとき。

第3章 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第14条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する地域公民館(集会所を含む)、学校、幼稚園、保育所、読書グループ、社会教育団体、社会福祉団体等の団体で、館長が適当と認める団体とする。

(団体貸出し手続き)

第15条 前項の団体が、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ市立図書館利用カード申込書(団体)(様式第2号)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第16条 団体が同時に貸出しを受けられる図書館資料は、30冊以内とし、その貸出期間は貸出しをした日から起算して30日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(準用規定)

第17条 第9条第2項並びに第3項、第10条、第11条第3項及び第13条の規定は、団体貸出しに準用する。

第4章 資料の複写

(資料の複写)

第18条 資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)に定められた範囲内で、市立図書館の資料に限り、館内に設置している複写機を利用して、行うことができる。

- 2 前項の複写をしようとする者は、市立図書館資料複写申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、館長に提出しなければならない。
- 3 前2項の複写に要する費用は、複写をしようとする者が負担するものとする。

(複写の制限)

第19条 複写できない資料は、次のとおりとする。

- (1) 寄託資料で、その条件として資料複写を禁止しているもの
- (2) 他の図書館等から借り受けた資料
- (3) その他特に館長が指定する図書館資料

(複写の責任)

第20条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込みをした者が、その責めを負うものとする。

第5章 参考調査業務

(参考調査)

第21条 利用者は、市立図書館にその利用について相談又は調査を依頼することができる。

- 2 市立図書館は、前項の相談又は調査が他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に直接悪影響を及ぼすと認められる場合は、回答しないことができる。
- 3 第1項の調査に要する特別な経費は、利用者の負担とする。

第6章 図書の寄贈及び寄託

(資料の寄贈)

第22条 市立図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、市立図書館資料寄贈・寄託申出書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、寄贈又は寄託の決定をしたときは、寄贈した者に対し市立図書館寄贈資料受領書(様式第5号)を、寄託した者に対し市立図書館寄託資料預り証(様式第6号)を交付しなければならない。

4 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託しようとする者の負担とする。

(寄贈又は寄託資料の管理)

第23条 寄贈又は寄託された資料は、市立図書館所有の資料の管理に準じるものとする。ただし、寄託を受けた資料の館外貸出しは行わない。

2 市立図書館は、寄託資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

(寄託資料の返還)

第24条 寄託された資料は、寄託した者の請求又は図書館の都合により、寄託資料預り証と引き換えに返還する。

第7章 施設利用

(利用の対象)

第25条 館長は、図書館事業の振興に資する読書会、研修会等の活動目的で団体等が館内会議室等の施設を利用したい旨の申し出があった場合、これを許可するものとする。

(利用の申請)

第26条 前条の規定により、施設を利用しようとする者は、あらかじめ館長に市立図書館本館施設利用申込書(様式第7号)(以下「申込書」という。)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された申込書が適当と認められるときは、これを許可しなければならない。

(利用時間)

第27条 施設の利用時間は、市立図書館の開館時間の範囲内とする。

(利用の取消し等)

第28条 館長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は停止し、若しくは取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が、利用申込書と違ったとき。
- (3) 館長が、特に必要と認めたとき。

第8章 補則

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、市立図書館の管理、運営に必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この規則は、平成24年5月13日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例（平成23年宮若市条例第10号）第13条の規定に基づき、宮若市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、宮若市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、官庁の諮門に応じ、図書館奉仕について意見を述べ、事業計画について建議する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、教育部社会教育課に置く。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成24年5月13日から施行する。